

■用語集

【あ行】

●相乗りタクシー

同じ目的地に向かう人たちがアプリなどを利用して一台のタクシーを共有（乗り合い）するサービスのこと。

●ウェブアクセシビリティ

交通機関等のウェブサイトにおける情報提供や予約、利用案内などのウェブコンテンツが、利用者の障害などの有無やその度合い、年齢や利用環境にかかわらず、誰もがスムーズに利用できる状態のこと。

●LRT

ライト・レール・トランジット（Light Rail Transit）の略で、低床式車両（LRV）の活用や車両と高さを合わせた停留所により乗降が容易であり、定時性、速達性、快適性などの面で優れた特徴を有する次世代型路面電車のこと。

【か行】

●基幹バス

主要拠点間をバス専用道路等で接続し、多頻度で定時速達性が高く、シンボル性を持たせた路線バス。基幹バス区間の主要拠点から、その他の地域へアクセスする支線バスで構成されたバスの交通ネットワークの実現に向けた取り組みが進められている。

●公共交通不便地域

近くに駅、バス停がない、又は、近くにあっても運行便数が少なく、公共交通の利用が不便な地域。本計画では、モノレール駅から800m以遠及びバス停から300m以遠の地域として設定している。また、バス停から300m以内であっても、一日の運行便数が33本未満の地域を公共交通不便地域としている。

●交通系ICカード

鉄道会社やバス会社などが発行するICカードで、公共交通機関における運賃の支払いや電子マネーとして利用できるカードのこと。

●交通結節点

鉄道駅やバスターミナル等、複数の同種あるいは異なる交通サービスを一箇所に集約することで、相互の円滑な乗継を可能にした場所のこと。

●交通弱者

高齢者、子供、障がい者など移動が制約される人のこと。

●交通DX

DXはデジタル・トランスフォーメーションの略で、デジタル技術を活用して、交通の利便性、効率性、持続可能性などを高めていく手法。

【さ行】

●シームレス

「継ぎ目のない」という意味であり、転じて複数のサービス間のバリアを取り除き、容易に複数のサービスを利用することができることを指す。交通のシームレス化とは、複数の交通手段の接続性を改良することをいう。

●シェアサイクル

自転車を共同利用する交通システムで、多数の自転車を都市内の各所に配置し、利用者はどこかの拠点(ポート)からでも借り出して、好きなポートで返却ができる新たな都市交通手段のこと。

●自家用有償旅客運送

バス・タクシー事業が成り立たない場合であって、地域における輸送手段の確保が必要な場合に、必要な安全上の措置をとった上で、市町村やNPO法人等が自家用車を用いて提供する運送サービス。

【た行】

●地域公共交通

地域住民の日常生活もしくは社会生活における移動又は観光旅客その他地域を来訪する方のための交通手段として利用される公共交通機関のこと。

●地域公共交通の活性化及び再生に関する法律

地域の主体的な取組等によって「地域旅客運送サービスの持続可能な確保に資する地域公共交通の活性化及び再生」を推進するため、地域公共交通計画の作成やこれに基づき実施する事業等について定めた法律。

●低床バス

通常のバス車両よりも床面が低いバス車両。低床バスで、乗降口の段差がないものを「ノンステップバス」、段差が1段あるものを「ワンステップバス」という。

【な行】

●二次交通

市町村や地域をまたぐ移動において、地域間等を連絡する鉄道や航空機、高速バス等の代表的な交通手段から乗り継ぐ最終目的地までの交通手段のこと。拠点となる空港や鉄道の駅等から、観光地までの交通をいうことが多い。

●乗合タクシー

主に公共交通の利用が不便な交通空白地や交通不便地域で運行されているタクシーで、一般のタクシーと異なり、同じ時間帯に予約している人と乗り合って移動する。

【は行】

●パークアンドライド

自宅から最寄りの駅やバス停まで自動車もしくは自動二輪車で行って駐車し、そこから公共交通機関を利用して目的地まで移動する方法。

●バリアフリー

障がい者や高齢者等が円滑に生活できるように、建築物等の障壁を取り除くこと。また、障がい者や高齢者等に対する意識上の障壁を取り除き、正しい理解や配慮を行うことを「心のバリアフリー」と呼ぶ。

●フィーダー交通

LRTやモノレール、路線バスなどの幹線交通を担う公共交通機関や交通結節点までのアクセスを担う支線(フィーダー)交通のこと。

●ふくちゃん号

那覇市の福祉バス。高齢者や障がい者の積極的な社会参加を支援するため、老人福祉センターや老人憩の家等の福祉施設、地域包括支援センター等の介護予防拠点等を巡回しており、那覇市民で、60歳以上の高齢者又は障がいのある方（付き添い1人まで）が無料で乗車できる。4つのコースがあり、コースによって運用曜日、運行ダイヤが定められている。

●PDCA

業務プロセスの管理手法の一つで、計画（Plan）→実行（Do）→評価（Check）→改善（Action）という4段階の活動を繰り返し行なうことで、継続的にプロセスを改善していく手法のこと。

【ま行】

●MaaS（マース）

Mobility as a Service の略で、地域住民や旅行者一人一人のトリップ単位での移動ニーズに対応して、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせて検索・予約・決済等を一括で行うサービスのこと。

●真和志地域乗合タクシー

高低差のある地形や狭い道路が多く存在する真和志地域において、主に地域内の移動で公共交通を利用しやすくするために運行されている乗合タクシーのこと。利用にあたっては事前予約が必要となる。

●モビリティデータ

人や物の移動に関するあらゆるデータ。公共交通の利用・運行等の情報のほか、人の移動実態・需要・見通しに関わるあらゆるデータを含む。

●モビリティ・マネジメント

一人一人のモビリティ（移動）が、個人的にも社会的にも望ましい方向（すなわち、過度な自動車利用から公共交通・自転車等を適切に利用する方向）へ自発的に変化することを促す、コミュニケーション施策を中心とした交通政策のこと。

【ら行】

●ライドシェア

一般ドライバーが自家用車を利用して、他の乗客を目的地まで運ぶサービスのこと。
また、日本では日本版ライドシェアがあり、タクシー事業者の管理の下で、自家用車・一般ドライバーを活用した運送サービスの提供を可能とする自家用車活用事業のこと。

●ラストワンマイル

主に公共交通機関の駅やバス停などの主要拠点から、利用者の最終目的地までの区間のこと。

■那覇市都市交通協議会規約

(名称)

第1条 本会は那覇市都市交通協議会（以下「協議会」という）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、那覇市地域公共交通計画（以下「地域公共交通計画」という。）の作成に関する協議、地域公共交通計画の実施に係る連絡調整、及び、那覇市交通基本計画に位置付けられた施策の推進のために設置する。

(事務所)

第3条 協議会の事務所は、沖縄県那覇市泉崎1丁目1番1号に置く。

(業務)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 地域公共交通計画の作成及び変更の協議に関すること。
- (2) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関すること。
- (3) 地域公共交通計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (4) 那覇市交通基本計画に位置付けられた施策の推進に関すること。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な業務。

(組織)

第5条 協議会は別表1に掲げる委員をもって組織する。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、役職により協議会の委員となっている委員がその役職を退いた場合は、委員の職を辞任したものとみなす。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(協議会)

第7条 協議会には会長、座長及び副座長を置く。

- 2 会長は那覇市都市みらい部担当副市長とし、協議会を代表する。
- 3 会長は会務を統括し、協議会の会議（以下「会議」という。）を招集する。
- 4 座長及び副座長は委員の互選によって選出し、座長は会議の進行取りまとめを行う。
- 5 座長に事故がある時は、副座長がその職務を代行する。
- 6 所用により会議に出席することができない委員は代理の者を出席させることができる。ただし、学識経験者の委員にあつては代理の者を出席させることができない。
- 7 座長が必要と認めるときには委員以外の者に会議への出席を求めることができる。
- 8 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。なお、会長が認めた場合には、会議を書面により開催することができるものとする。
- 9 会議の議決方法は出席した委員による全会一致を原則とする。前項の書面による開催をする場合には議決権行使に関する書面の提出により表決を行い、全会一致を原則とする。

(協議結果の尊重義務)

第8条 協議会で協議が整った事項については、協議会の構成員はその協議結果を尊重しなければならない。

(幹事会)

第9条 協議会に提案する事項について、協議又は調整をするため、協議会に幹事会を置き、その構成は別表2のとおりとする。

2 幹事会には幹事長及び副幹事長を置き、幹事長に那覇市都市みらい部長、副幹事長に那覇市まちなみ共創部長をもって充てる。

3 幹事長は、幹事会を招集し、会務を統括する。

4 幹事長に事故がある時は、副幹事長がその職務を代行する。

5 所用により幹事会に出席することができない幹事は、代理の者を出席させることができる。

6 幹事長が必要と認めるときには、幹事以外の者に幹事会への出席を求めることができる。

7 第7条第8項及び第9項の規定は幹事長が認めた場合、幹事会において準用する。

(事務局)

第10条 協議会の事務局は、那覇市都市みらい部都市計画課に置く。

2 事務局は、協議会の運営に必要な事務を行う。

3 事務局は、必要に応じて、関係者を招集した会議を開催することができる。

(経費の負担)

第11条 協議会の運営に関する経費は、国の補助金及びその他収入をもって充てる。

(監査)

第12条 協議会に監査委員を2名置く。

2 協議会の出納の監査は、会長が指名する委員が行う。

3 監査委員は協議会の会計を監査し、その結果を協議会に報告する。

(財務に関する事項)

第13条 協議会の予算の編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第14条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長がこれを決算する。

(雑則)

第15条 この規約に定める他、協議会の運営に必要な事項は協議会で定める。

附則 この規約は平成22年3月24日から施行する。

附則 この規約は平成22年10月8日から施行する。

附則 この規約は平成25年8月23日から施行する。

附則 この規約は平成28年11月25日から施行する。

附則 この規約は平成30年4月1日から施行する。

附則 この規約は令和3年1月20日から施行する。

附則 この規約は令和6年5月13日から施行する。

別表 1

那覇市都市交通協議会 委員

区 分	委 員
学識経験者	富山大学 教授
経済関係者	(株)りゅうぎん総合研究所 取締役調査研究部長
地域団体・通り会など	那覇市国際通り商店街振興組合連合会 理事長
	特定非営利活動法人 エンパワメント沖縄 理事長
市民代表	那覇市自治会長会連合会 会長
公共交通事業者	(株)琉球バス交通 代表取締役
	沖縄バス(株) 常務取締役
	那覇バス(株) 取締役副社長
	東陽バス(株) 代表取締役社長
	沖縄都市モノレール(株) 代表取締役社長
交通に関係する団体	沖縄県バス協会 専務理事
	沖縄県ハイヤー・タクシー協会 会長
	沖縄県二輪車普及安全協会 会長
交通管理者	沖縄県 那覇警察署長
行政関係者	内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部長
	内閣府 沖縄総合事務局 運輸部長
	沖縄県 企画部長
	沖縄県 土木建築部長
	那覇市 都市みらい部担当副市長（会長）

別表 2

那覇市都市交通協議会 幹事会

区 分	委 員
公共交通事業者	(株)琉球バス交通 取締役統括乗合部長
	沖縄バス(株) 取締役 運輸部長
	那覇バス(株) 取締役
	東陽バス(株) 運輸部 部長
	沖縄都市モノレール(株) 常務取締役
交通に関係する団体	沖縄県バス協会 事務局長
	沖縄県ハイヤー・タクシー協会 事務局長
	沖縄県二輪車普及安全協会 事務局長
交通管理者	沖縄県 那覇警察署 地域交通官
行政関係者	内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部 建設産業・地方整備課長
	内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部 道路建設課長
	内閣府 沖縄総合事務局 開発建設部 道路管理課長
	内閣府 沖縄総合事務局 運輸部 企画室長
	内閣府 沖縄総合事務局 運輸部 陸上交通課長
	沖縄県 企画部 交通政策課長
	沖縄県 土木建築部 都市計画・モノレール課長
	沖縄県 土木建築部 道路街路課長
	沖縄県 土木建築部 道路管理課長
	那覇市 都市みらい部長（幹事長）
	那覇市 経済観光部長
	那覇市 まちなみ共創部長（副幹事長）

〈資料編1〉上位関連計画の整理

〈資料編2〉現状・課題

〈資料編3〉将来ネットワーク・公共交通不便地域について

〈資料編4〉施策毎の評価指標(案)

〈資料編5〉バス路線の確保・維持等に関する補助制度

巻末資料